

第四次愛媛県全域生活排水処理構想（案）【概要】

1 構想の趣旨

河川や海域の水質汚濁は、工場・事業場の排水規制の実施により過去に比べて改善されてきましたが、家庭から日常生活に伴い排出される生活排水については、排水処理施設の整備がまだまだ十分でないなど対策が遅れていることから、愛媛県では、平成9年度に「全県域下水道化基本構想（現全県域生活排水処理構想）」を策定し、生活排水処理施設整備を計画的に推進して参りました。この度、第三次構想が令和4年度末をもって目標年度を迎えることから、今後も計画的かつ効率的な生活排水処理施設の整備を進めるため、県下全市町と連携し、新たに令和14年度を目標年度とした「第四次愛媛県全県域生活排水処理構想」を策定しました。

2 生活排水処理対策の現状と課題

(1) 生活排水処理施設の現状

○令和3年度末時点において、県内の県下20市町のうち、19市町で公共下水道等の集合処理事業に、全20市町で合併処理浄化槽の個別処理事業に取り組んでいます。

○令和3年度末の汚水処理人口（生活排水処理施設で汚水処理を行っている人口）は、1,095千人で、行政人口（住民基本台帳人口）に占める割合である汚水処理人口普及率は、82.1%となっており、第三次構想基準年度（平成23年度末）と比較すると汚水処理人口で55千人、普及率で10.0%の増加となっています。

○中予地域及び東予地域で比較的高い汚水処理人口普及率を示しているものの、南予地域の汚水処理人口普及率は低く、生活排水処理施設の整備が遅れています。

表1 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率（現況）

（単位：千人）

生活排水処理施設の種類	平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	令和3年度末	令和4年度末		
	第一次構想基準年度	第二次構想基準年度	第三次構想基準年度	第四次構想基準年度	第三次構想目標値	推定値	
行政人口	1,523	1,502	1,441	1,334	1,324	1,323	
集合処理	公共下水道	365 (24.0%)	561 (37.3%)	686 (47.6%)	738 (55.3%)	749 (56.6%)	737 (55.7%)
	特定環境保全公共下水道	1 (0.04%)	12 (0.8%)	21 (1.4%)	18 (1.3%)	19 (1.5%)	18 (1.3%)
	農業集落排水施設	5 (0.3%)	29 (1.9%)	40 (2.8%)	33 (2.5%)	32 (2.4%)	32 (2.4%)
	漁業集落排水施設	2 (0.1%)	4 (0.3%)	5 (0.4%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)
	簡易排水施設	0.05 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)
	コミュニティ・プラント	8 (0.6%)	5 (0.4%)	6 (0.4%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)
小計	381 (25.0%)	611 (40.7%)	758 (52.6%)	793 (59.4%)	805 (60.8%)	791 (59.8%)	
合併処理浄化槽	91 (6.0%)	192 (12.8%)	282 (19.5%)	302 (22.6%)	317 (24.0%)	310 (23.4%)	
汚水処理人口 (汚水処理人口普及率)	472 (31.0%)	803 (53.5%)	1,040 (72.1%)	1,095 (82.1%)	1,122 (84.8%)	1,101 (83.2%)	

(2) 生活排水処理対策の課題

- 生活排水処理施設の整備財源の計画的確保と効率的執行
- 汚水処理人口の地域間格差の解消
- 生活排水処理施設の管理の効率化・適正化
- 生活排水処理施設から発生する汚泥・処理水の活用
- 生活排水処理施設の未整備地域における生活雑排水対策の推進

3 生活排水処理対策の目標

○汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

汚水処理人口及び汚水処理人口普及率は、第四次構想の基準年度（令和3年度）の1,095千人、82.1%が、中間目標年度（令和8年度）においては1,115千人、87.7%、目標年度（令和14年度）においては1,096千人、91.2%に増加する計画です。

表2 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率（目標）

生活排水処理施設の種類	第一次構想		第二次構想		第三次構想		第四次構想						
	基準年度 (平成7年度末)		基準年度 (平成14年度末)		基準年度 (平成23年度末)		基準年度 (令和3年度末)		中間目標年度 (令和8年度末)		目標年度 (令和14年度末)		
	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	
行政人口	1,523	-	1,502	-	1,441	-	1,334	-	1,272	-	1,202	-	
集合処理	公共下水道	365	24.0%	561	37.3%	686	47.6%	738	55.3%	748	58.8%	735	61.1%
	特定環境保全公共下水道	1	0.04%	12	0.8%	21	1.4%	18	1.3%	16	1.3%	16	1.3%
	農業集落排水施設	5	0.3%	29	1.9%	40	2.8%	33	2.5%	25	2.0%	19	1.6%
	漁業集落排水施設	2	0.1%	4	0.3%	5	0.4%	3	0.2%	3	0.2%	2	0.2%
	簡易排水施設	0.05	0.003%	0.04	0.003%	0.03	0.002%	0.03	0.002%	0.02	0.002%	0.02	0.001%
	コミュニティ・プラント	8	0.6%	5	0.4%	6	0.4%	1	0.1%	1	0.1%	0.2	0.01%
小計	381	25.0%	611	40.7%	758	52.6%	793	59.4%	793	62.4%	772	64.2%	
合併処理浄化槽	91	6.0%	192	12.8%	282	19.5%	302	22.6%	322	25.3%	324	27.0%	
汚水処理人口合計	472	31.0%	803	53.5%	1,040	72.1%	1,095	82.1%	1,115	87.7%	1,096	91.2%	

○地域別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

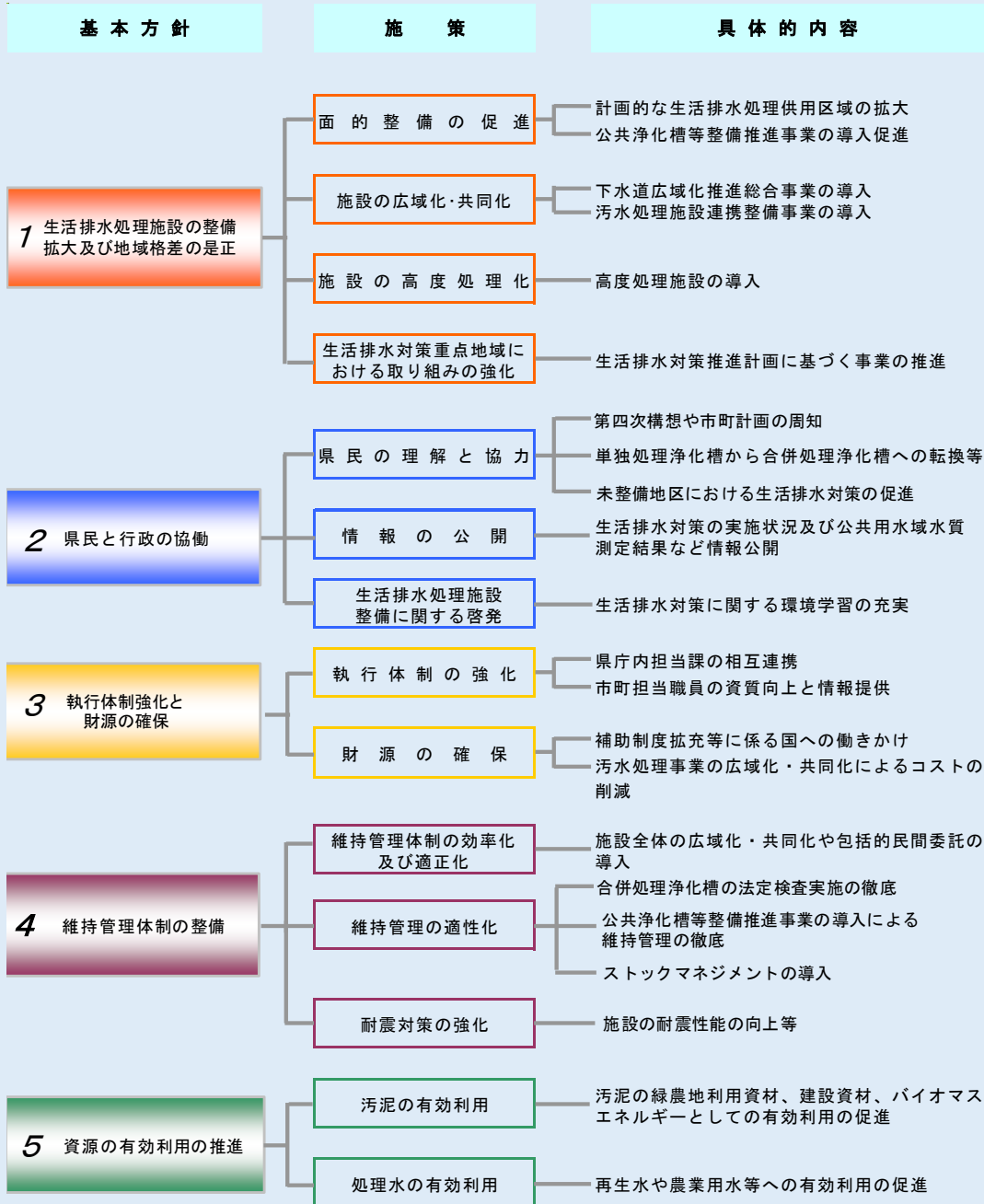
人口規模別の汚水処理人口普及率については、人口規模による大きな格差が改善され、人口規模「30万人以上」及び「10万人～30万人」で95%を超えるほか、いずれの人口規模についても、80%以上の普及率となっています。

また、汚水処理人口普及率の地域間における最大と最小の格差については、市町別の格差は令和3年度2.0倍から令和14年度1.5倍に、地域別格差は1.4倍から1.2倍に、人口規模別格差は1.4倍から1.2倍にそれぞれ改善する計画となっています。

第四次愛媛県全域生活排水処理構想（案）【概要】

4 生活排水処理対策の推進

(1) 具体的な施策



(2) 各主体の役割

【県の役割】

- 市町が実施する生活排水処理施設整備事業の進捗状況の把握及び各種事業間の調整を行い、構想の進行管理に努めます。
- 生活排水処理施設整備事業に関する市町への助言と研修会開催による市町担当職員の資質向上や情報提供により、効率的な事業の実施を推進します。
- 環境講座の開設など、環境学習の充実により、県民への啓発に努めます。
- 「第五次えひめ循環型社会推進計画」等と連動して、資源の有効利用を推進します。
- 事業実施状況や水質測定結果等の情報を定期的に公開します。

【市町の役割】

- 生活排水処理施設の長寿命化計画又はストックマネジメント計画を策定し、計画的な改築・更新を推進します。
- 各種研修制度の活用等による事業執行体制の強化と財源の確保や建設コストの一層の削減に努めます。
- 集合処理施設については、効率的な維持管理と高度処理施設の導入に努めるとともに、合併処理浄化槽については、公共浄化槽等整備推進事業を積極的に導入し、維持管理の徹底を図ります。
- 生活排水対策や市町計画について、住民への啓発に努めます。
- 生活排水処理施設から発生する汚泥や処理水の有効利用を推進します。
- 下水道広域化推進総合事業、汚水処理施設連携整備事業を活用し、汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、汚水処理施設等の広域化・共同化に努めます。 他

【県民の役割】

- 構想の趣旨を理解し、集合処理施設へのつなぎ込みや合併処理浄化槽の法定検査実施による適正な維持管理など、生活排水処理の徹底と地域の水環境の保全に努めます。
- 集合処理施設による整備計画が予定されていない地域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止するため、食用廃油等の流出防止や洗剤の適正使用に努めます。

5 構想の進行管理

庁内関係課で各取組みを着実に実施し、連絡調整等によりPDCAサイクルによる進行管理を行い、生活排水処理施設の普及を進めます。

また、令和9年度には、中間目標の結果を踏まえ、必要に応じ、計画の修正や施策の見直しなど、構想の中間見直しを行います。